

2019年12月4日、第200回国会(臨時会)で「会社法の一部を改正する法律」(以下、「改正法」という)および「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下、「整備法」という)が成立し、同月11日、公布された(それぞれ令和元年法律70号および法律71号)。

筆者は、「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する要綱」(以下、「要綱」という)の概要について、拙稿「会社法制の見直しに関する要綱」を読み解く(本誌2019年3月10日号(No.1539)36頁)以下、「要綱解説記事」という)において解説しているが、本稿は、改正法における改正項目のうち、特に、経過措置の関係で留意を要

するものや要綱解説記事で取り上げていないものについて、その概要を解説するものである。また、整備法については、改正法の内容について言及するにあたり必要な範囲で言及することとする。

なお、本稿において意見にわたる部分は、筆者の私見である。また、改正法による改正後の会社法の全体像を把握するためには、今後明らかになる会社法施行規則および会社計算規則の改正内容も踏まえる必要がある点に留意されたい。

以下、改正法による改正後の会社法を「改正後会社法」といい、改正法による改正前後で特に変更のない条文について言及する場合は単に「法」という。

第1章 施行は原則として1年半後

令和元年改正会社法の改正項目と施行日の概要

【この章のエッセンス】

●改正法の目的は、特に、上場会社のコーポレート・ガバナンスを強化する点にある。

●改正法の原則的な施行日は、公布日(2019年12月11日)から1年6カ月以内であり、2020年後

半頃(2021年前半頃ではないかとみられる)。

●ただし、株主総会資料の電子提供制度の創設および会社の支店の所在地における登記の廃止は、施行日が公布日から3年6カ月以内とされ、2022年(2023年頃ではないかとみられる)。

会社法改正の経緯

今般の会社法の改正は、2014年6月に成立し、2015年5月に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律90号。以下、「平成26年改正会社法」という)の

附則にいわゆる検討条項が付されており(附則25条)、当該改正法の「施行後二年を経過した場合」において、「企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとする」とざられていたことに端を発する。

当該検討条項を踏まえ、2017年2月、法務大臣から法務省の法制審議会(法務大臣の諮問機関)に対し、会社法制の見直しについての諮問(諮問104号)がされ、当該諮問を受けて法制審議会に設置された会社法制(企業統治等関係)部会(以下、「部会」という)において当該見直しについて調査審議がされた。そして、2019年2月14日、法制審議会の総会第183回会議において、要綱が採択され、法制審議会から法務大臣に対し、会社法制の見直しについての答申がされ、会社法の改正に係る法案の提出に至った。

主な改正項目

改正法の目的は、主に、会社のコーポレート・ガバナンスを強化する点にある。特に、平成26年改正会社法